

第2章 業務の概要及び実績等

1 総務課

(1) 国家試験

①業務概要

四国厚生支局では、5種類（医師、助産師、保健師、看護師、薬剤師）の国家試験業務を担当しています。

国民の生命に直接影響を与える医療職種の資格取得に関わるものであり、公共性の高い業務です。

- 試験会場の確保
- 出願書類のチェック（受験資格審査、受験番号採番）
- 試験の実施（試験会場確保、監督員の配置、試験の進行、不正行為の防止）
- 合格発表

②業務実績

平成25年度の実施状況は次のとおりです。

試験の種類	試験日 (平成26年)	試験会場	受験者数 (名)	合格率 (%)
第108回医師	2月8日(土)	サンメッセ香川	532	(90.6)
	2月9日(日)			88.7
	2月10日(月)			
第97回助産師	2月13日(木)	高松市市民文化センター	87	(96.9) 97.7
第100回保健師	2月14日(金)	高松市市民文化センター	902	(86.5) 87.2
第103回看護師	2月16日(日)	サンメッセ香川	3,275	(89.8)
		高松大学・高松短期大学		83.7
第99回薬剤師	3月1日(土)	徳島文理大学	597	(60.8)
	3月2日(日)			55.1

(注) 合格率の()は全国平均

(2) 行政文書の開示

①業務概要

行政機関等が保有する文書については、情報公開法に基づいて開示請求することができます。

行政文書の開示請求が申請された場合には、行政文書を保有する担当部署と協力し、行政文書の写しの交付を行っています。なお、個人に関する情報などの不開示が記録されている場合は不開示となります。

②業務実績

平成25年度の開示請求は、次のとおりです。

部 門	件 数
健康福祉・年金等部門	3
医療指導部門	147
麻薬取締部門	0
合 計	150

(3) 中小企業等協同組合の監督

①業務概要

中小企業等協同組合法に基づき、実施する事業が厚生労働大臣の所管する法律に属するもので、四国管内に主たる事務所を有する中小企業等協同組合の監督に関する業務を行っています。

- 設立認可
- 定款変更認可

②業務実績

平成25年度の認可実績は次のとおりです。

認 可 内 容	件 数
設立認可	0
定款変更認可	5

(4) 国有財産の管理及び売却

①業務概要

国有財産については財務省が全般を総括していますが、管理処分については当該国有財産を所管する地方厚生（支）局長が行っています。

未利用国有財産等の遊休資産の有効利用を図るため、厚生労働省内に遊休資産売却に関するプロジェクトチームを設置し、国有財産の円滑な管理及び早期売却処分の推進を図ることとし、平成23年度から3ヶ年計画による短期集中的な取組を進めています。

②業務実績

地方社会保険事務局から承継した国有財産（13物件）について、計画的な売却等に努め、売却促進に向けた次のような取組を進めています。

- 物件の詳細な情報をホームページに掲載
- 現地案内看板の設置
- 関係機関（財務局、法務局、地方公共団体等）における売却情報の掲示等
- 近隣住民や近隣不動産業者に対する情報提供（チラシの配布活動）
- 期間入札及び先着順方式の活用

その結果、平成24年度までの9物件の売却に加え、25年度は、徳島県1物件、高知県1物件の合計2物件を売却しました。残る物件は、高知県2物件となっています。

○平成25年度の国有財産の売却状況

	県	物件名	物件概要	売却年月日
1	徳島	藍住職員宿舎	徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前 80-8 (土地) 166.02 m ² /約 50 坪 (建物) なし	H25.9.9
2	高知	高知社保所長宿舎	高知県高知市福井東町 243-11 (土地) 201.77 m ² /約 61 坪 (建物) 木造平屋建	H25.5.2

2 企画調整課

(1) 四国厚生支局の総合的な企画及び立案

①業務概要

企画調整課は、主に四国厚生支局の総合的な企画及び立案に関する業務を所掌し、厚生労働省、関係機関との連絡調整や、支局内の調整・取りまとめを行っています。

主な業務として、支局組織目標の策定、業務計画の取りまとめ、広報の推進、組織的な業務改善に向けた取組、職員研修の企画などを行っています。

業務改善への取組例

◆業務改善アイデア提案制度の概要

行政サービスの向上の観点等から、職員の創意工夫に基づくアイデアを幅広く募集し、優れたアイデアを業務運営の改善に活用し、国民目線に立った業務の質の向上・効率化を図るため、組織全体で業務改善に取り組んでいます。

②業務実績

ア 平成25年度の広報会議等の開催状況

会議名等	開催回数
広報会議	1回
広報関係打ち合わせ会	3回
広報会議作業部会	3回

イ 平成25年度の職員研修状況

開催月	研修名	主催
4月	社会保障基礎研修	四国厚生支局
4月	医療事務新任職員研修	四国厚生支局
4月	新規採用職員研修	厚生労働省
7月	交通安全対策	四国厚生支局
7月	課長補佐級職員用自習研修教材「公務員倫理を見つめなおす」	四国厚生支局
7月	幹部職員用自習研修教材「倫理的な組織風土を構築するために」	四国厚生支局
7月	一般職員用自習研修「公務員倫理について学ぶ」	四国厚生支局
7月	心の健康作り研修	人事院
8月	救命処置	四国厚生支局
9月	メンタルヘルス対策（生活習慣病の予防等を含む）	四国厚生支局
10月	セクハラ・パワハラ対策	四国厚生支局
10月	ハンセン病施設視察	四国厚生支局
10月～11月	医療事務研修	厚生労働省
10月	管理監督者のためのメンタルヘルスセミナー	厚生労働省
11月～12月	財務諸表の基本分析（簿記の基本を含む）	四国厚生支局
11月	福祉施設視察	四国厚生支局
11月	人事・給与システム利用者講習会	厚生労働省
11月	災害補償実務担当者研修会	人事院
11月	四国地区幹部行政官セミナー	人事院
11月	「服務・懲戒、職員団体及び倫理制度等」について	人事院
11月	政策評価に関する統一研修	総務省
12月	公務員倫理	四国厚生支局

開催月	研修名	主催
12月	セクハラ相談員セミナーの開催	人事院
1月	第27回四国地区管理監督者研修	人事院
2月	人権擁護研修	法務省

(2) 四国地方社会保険医療協議会総会の運営

①業務概要

社会保険医療協議会法に基づき、四国厚生支局に「四国地方社会保険医療協議会」が設置され、保険医療機関及び保険薬局の指定及び指定の取消、保険医及び保険薬剤師の登録の取消等について、厚生労働大臣（四国厚生支局長へ委任）の諮問に応じて審議・答申するほか、自ら建議することができる定められています。

協議会は、「総会」と各県を担当する4つの「部会」で構成され、企画調整課は「総会」の庶務を担当しています。具体的には四国地方社会保険医療協議会会長及び各委員への日程調整、各委員への総会開催前後での事務手続き等のほか、毎年10月の任期満了（任期2年、毎年委員の半数が改選）に伴う委員改選の調整及び申請手続き等を行っています。（「部会」の庶務は、指導監査課及び各県事務所が担当しています。）

◆四国地方社会保険医療協議会の概要

〔総会〕

- ・委員定数：20名
- ・委員構成：支払側委員7名（保険者、被保険者、事業主を代表する委員）
診療側委員7名（医師、歯科医師、薬剤師を代表する委員）
公益委員6名（公益を代表する委員）
- ・審議内容：保険医療機関及び保険薬局の指定の取消し並びに保険医及び保険薬剤師の登録の取消し等

〔部会〕

- ・委員定数：8名
- ・委員構成：支払側委員3名（保険者、被保険者、事業主を代表する委員）
診療側委員3名（医師、歯科医師、薬剤師を代表する委員）
公益委員2名（公益を代表する委員）
- ・審議内容：保険医療機関及び保険薬局の指定（総会の事務事項を除く）

②業務実績

平成25年度の総会開催状況は、次のとおりです。

開 催	審 議 内 容
第1回 (8月26日)	・保険医療機関の指定
第2回 (10月8日)	・各県部会に属すべき(臨時)委員の指名 ・元保険医療機関の指定取消相当
第3回 (12月17日)	・保険医療機関の指定取消 ・保険医の登録取消
第4回 (2月20日)	・保険医療機関の指定取消

(3) 四国厚生支局に寄せられた「国民の皆様の声」

①業務概要

「国民の皆様の声」は、厚生労働行政の政策改善につながるきっかけとなることから、国民の皆様からの行政に関するご意見・ご要望等を受け付けています。

四国厚生支局の各課、事務所に寄せられた「国民の皆様の声」については、取りまとめ、支局内で情報共有するとともに、定期的に厚生労働省へ報告しています。

なお、寄せられた「国民の皆様の声」については、厚生労働省のホームページで公表しています。

②業務実績

平成25年度に寄せられた「国民の皆様の声」は、次のとおりです。

厚生労働省への報告	件 数
医 政 局	1
保 険 局	3
社会・援護局(社会)	2
計	6

(4) 医療安全(診療関連死)

①業務概要

医療の安全の確保は、我が国の医療政策上の重要課題となっており、厚生労働省において、有識者からなる検討会の開催や国民の皆様からの意見を踏まえながら医療事故を調査・評価する仕組みについて検討しています。

四国厚生支局では、日本医療安全調査機構が実施する「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業（厚生労働省補助事業）」に参加し、事業を展開するための地域における問題点の情報収集などの活動を行っています。

（５）四国南海トラフ地震対策戦略会議等

①業務概要

四国管内では東南海・南海地震への対策が急務となっており、防災関係機関の情報共有及び施策の連携・調整を図ることを目的に「四国東南海・南海地震対策連絡調整会議」が27の機関及び8オブザーバー機関により設置され、また、東日本大震災を踏まえ、四国地方における巨大地震に対する防災基本戦略の策定を目的として連絡調整会議に学識経験者等を加えた「四国東南海・南海地震対策戦略会議」も設置されています。四国厚生支局では、これら会議に参画し、地震防災対策の充実に向けて取り組んでいます。この度、平成26年3月18日に開催した四国東南海・南海地震対策戦略会議において、「四国東南海・南海地震対策連絡調整会議」「四国東南海・南海地震対策戦略会議」は、「四国南海トラフ地震対策戦略会議」へ改組されました。

②業務実績

「四国東南海・南海地震対策戦略会議」では、「四国地震防災基本戦略」が策定されていますが、四国厚生支局では、基本戦略に基づき、実施すべきとされた個別項目のプロジェクト「救援・救護、拠点活動体制の確立等」及び「被災者の支援」について、プロジェクトリーダーを担当し、一体的な推進を図るための取りまとめ等を行うこととなっています。

平成25年度においても、プロジェクト内での情報共有を目的に、関係機関に対し地震対策の取組状況の作業依頼を実施するなど、その推進を図っています。

◆四国厚生支局が担当するプロジェクト名

- 「救援・救護、救出活動体制の確立等」
- 「被災者の支援」

（６）四国地方産業競争力協議会

①業務概要

四国地域の産業競争力強化に関する取り組みを国と地方が一体となって推進するとともに、国の成長戦略等の政策に地域の実情を反映することで、取り組みの加速化を図り、もって四国地域の持続的な発展を図ることを目的に、「四国地方産業競争力協議会」が24名の委員及び9オブザーバー機関により設置されています。また、四国の産業競争力の強化に向け、徳島県、香川県、愛媛県、高知県の4県の産業政策、四国経済連合会の「四経連ビジョン」、国の地方支分部局の県域を越えた産業政策などの取り組みを更に加速させるために、「四国地方産業競争力協議会」において、平成26年3月に「四国産業競争力強化戦略」が策定されました。この戦略に基づいて、重点戦略プロジェクトなどを実行することとされています。

◆四国地方産業競争力協議会の概要

〔協議会の構成〕

- 委員：四国4県知事、各縣市町村代表、女性を含む経営者等24名
- ガバナンス：国の地方支分部局9機関
- 目的：四国地域の産業競争力強化に関する取り組みを国と地方が一体となって推進するとともに、国の成長戦略等の政策に地域の実情を反映することで、取り組みの加速化を図り、もって四国地域の持続的な発展を図ることを目的に、設置・業務内容：四国地域の産業競争力強化に関する戦略の検討及び策定に関する事。戦略の推進状況の検証に関する事など。

②業務実績

「四国地方産業競争力協議会」では、「四国産業競争力強化戦略」が策定されていますが、四国厚生支局では、これら協議会に参加し、協議会の設置・運営状況等について本省大臣官房地方課に情報提供を行っています。

3 年金管理課

◆年金制度に関する管理・運営

公的年金制度は、厚生労働大臣が財政責任・管理運営責任を負いつつ、一連の業務運営は日本年金機構（以下「機構」といいます。）が実施しています。

機構では、厚生労働大臣の直接的な監督の下、公的年金の適用や保険料の徴収、年金に関する相談や年金の決定を行っていますが、年金に関する事務に関して、行政が行う必要があるとされた次の業務について、厚生労働省（四国厚生支局）が実施しています。

（１）日本年金機構の徴収職員及び収納職員の認可

①業務概要

事業主の方が納める厚生年金保険等の保険料や自営業の方などが納める国民年金保険料（以下「保険料」といいます。）の収納事務については、機構の「収納職員」に、また、その保険料が納付されない場合の滞納処分については、機構の「徴収職員」が行うこととされています。

この「徴収職員」及び「収納職員」の任命は機構理事長が行いますが、その任命に当たっては、事前に厚生労働大臣（地方厚生（支）局長に委任）の認可が必要とされています。

四国厚生支局では、機構四国ブロック本部から各年金事務所等に配置する「徴収職員」及び「収納職員」について認可申請があった場合、当該申請の審査と認可を行っています。

②業務実績

平成25年度の徴収職員等の認可実績は、次のとおりです。

平成25年度 実績	認可内容	
	徴収職員の認可	59名
	収納職員の認可	48名

（２）日本年金機構が行う滞納処分等の認可及び確認

①業務概要

機構が保険料を滞納している厚生年金保険等の適用事業所や国民年金の被保険者に対し滞納処分や財産調査を行う場合は、事前に厚生労働大臣（地方厚生（支）局長に委任）の認可が必要とされています。

四国厚生支局では、機構本部（通常分^(注1)）及び各年金事務所（緊急分^(注2)及び随時分^(注3)）から認可申請があった場合、当該申請の審査と認可を行っています。

（注1）毎月一定の時期を定めて行われ、機構四国ブロック本部で各年金事務所分を取りまとめ一括して認可申請される分です。

（注2）事業の廃止や破産等で急を要するため、各年金事務所から個別に認可申請される分です。

（注3）会計検査院から指摘された徴収不足保険料等で、各年金事務所から個別に認可申請される分です。

②業務実績

平成25年度の滞納処分等の認可実績は、次のとおりです。

平成25年度 実績	認可内容	認可件数
	滞納処分等の認可（通常分）	47,931件
	滞納処分等の認可（緊急分）	35件
	滞納処分等の認可（随時分）	1件
	計	47,967件

（注）平成26年3月分の国民年金滞納処分等認可申請（通常分）については、督促状の指定期限である4月に7件の認可を行っていますが、上記の実績件数に含めています。

③実施結果

機構が行った滞納処分等については、機構本部で月単位として取りまとめを行い、翌月末までに四国厚生支局に対し報告があり、四国厚生支局においては、適正に滞納処分等の執行が実施されているかの確認を行います。

平成25年度 実施結果	区分		報告件数
	確認結果	突合 ^(注1)	1,967件
		不突合 ^(注2)	0件
		計	1,967件
	差押等の 執行状況	完納	143件
		分割納付	76件
		処分続行中	1,748件
		計	1,967件

（注1）認可書交付後に年金事務所が滞納処分等を行っている場合。

（注2）認可書交付前に年金事務所が滞納処分等を行っている場合。

(3) 日本年金機構が行う立入検査等の認可及び確認

①業務概要

機構が行う厚生年金保険等の未適用事業所への加入指導・立入検査又は適用事業所への事業所調査（以下「立入検査等」といいます。）については、あらかじめ厚生労働大臣（地方厚生（支）局長に委任）の認可が必要とされています。

四国厚生支局では、機構四国ブロック本部から各年金事務所分を取りまとめた認可申請（通常分^(注1)及び緊急分^(注2)）があった場合、当該申請の審査と認可を行っています。

(注1) 毎月一定の時期を定めて行われ、機構四国ブロック本部から一括して認可申請される分です。

(注2) 国土交通省地方運輸局及び運輸支局からの自動車運送事業者の社会保険の加入状況の照会や会計検査院の検査による事業所調査など、各年金事務所において速やかに調査等を行う必要がある場合、機構四国ブロック本部を経由して、認可申請される分です。

②業務実績

平成25年度の立入検査等の認可実績は、以下のとおりです。

平成25年度 実績	認可内容	認可件数
	立入検査等の認可（通常分）	15,239件
	立入検査等の認可（緊急分）	8,586件
	計	23,825件

③実施結果

各年金事務所で実施した立入検査等について、認可後6か月（認可有効期限）経過した時点で、有効期限が経過した日の属する月の翌月20日までに機構四国ブロック本部で取りまとめ、四国厚生支局に対して報告があり、四国厚生支局においては、適正に調査が実施されているかの確認を行います。

平成25年度 実施結果	区分		報告件数 ^(注)
	立入検査等認可件数		22,175件
	立入検査等 実施件数	指摘有の事業所	3,359件
		指摘無の事業所	15,322件
		行方不明の事業所	18件
		計	18,699件
	未実施の事業所		3,476件
	計		22,175件

(注) 平成25年度中に確認した平成24年9月から平成25年8月末までの認可に係る実施結果です。

(4) 日本年金機構が行う受給権者及び被保険者調査の認可及び確認

①業務概要

機構が行う受給権者及び被保険者に関する調査（以下「受給権者等調査」といいます。）については、あらかじめ厚生労働大臣（地方厚生（支）局長に委任）の認可が必要とされています。

四国厚生支局では、機構四国ブロック本部から年金事務所分を取りまとめた認可申請（通常分^(注1)及び緊急分^(注2)）があった場合、当該申請の審査と認可を行っています。

(注1) 毎月一定の時期を定めて行われ、機構四国ブロック本部から一括して認可申請される分です。

(注2) 障害の状態を診断させる調査など、各年金事務所において速やかに調査等を行う必要がある場合、機構四国ブロック本部を経由して、認可申請される分です。

②業務実績

平成25年度の受給権者等調査の認可実績は、次のとおりです。

平成25年度 実績	認可内容	認可件数
	受給権者等調査の認可（通常分）	35件
	受給権者等調査の認可（緊急分）	1件
	計	36件

③実施結果

各年金事務所において実施した受給権者等調査について、機構四国ブロック本部で取りまとめるうえ、毎年度終了後の4月末までに四国厚生支局に対し報告があり、四国厚生支局においては、適正に調査が実施されているかの確認を行います。

平成25年度 実施結果	区分	報告件数
	認可件数	36件
	受給権者等調査の実施件数	35件
	未実施件数	1件
	計	36件

(注) 未実施件数については、平成26年4月末現在では未実施ですが、認可有効期限（認可後6か月）内に実施済みです。

(5) 日本年金機構が行う保険料等の収納事務の確認

①業務概要

四国厚生支局（年金管理課並びに各県事務所の指定された官職の職員）では、厚生年金保険料等の領収済通知書の受領事務に関する歳入徴収官の代行機関として、受領事務を行う機構

事務センター職員（国の非常勤職員として任用）から日々報告される「領収済通知書受付日計表」の内容を確認し、受領事務が適正に行われているかの確認を行います。

また、原則年1回、機構事務センターを巡回し、領収済通知書の受領事務が適正に行われているかの確認を行います。

②業務実績

日々報告される「領収済通知書受付日計表」の内容を確認するほか、年金管理課並びに各県事務所の指定された官職の職員が機構事務センター（管内4センター）に赴き、領収済通知書の受領事務が適正に行われていることを確認しました。

（6）国民年金等事務取扱交付金

①業務概要

国民年金事業の円滑な実施を図るため、住民の一番身近な行政窓口である市町村へ国民年金事業の事務を一部委託しています。当該事務の実施に要する費用については、国は一定の基準に基づき、地方厚生（支）局が市町村からの申請を審査し、厚生労働省から資金交付されています。

この国民年金等事務取扱交付金は、法律により市町村が法定受託事務を遂行するに当たって必要な経費に対して交付するものと、法律に定めがないが、厚生労働省、機構及び市町村との協力連携のもと事務を遂行するに当たって必要な経費に対して交付するものと2つに区分されています。

四国厚生支局では、市町村から提出のあった交付申請書及び各種報告書の内容を審査し、厚生労働省（年金局）へ報告を行った後、厚生労働省（年金局）が資金交付を行います。

◆ 法定受託事務とは・・・

国民年金法の規定により、市町村長によって実施される国民年金の事務（第1号被保険者の資格の得喪、種別変更、氏名・住所変更等に関する届出受理の事務）

◆ 協力・連携事務とは・・・

法定受託事務と整理されなかった国民年金事務のうち、被保険者へのサービス向上を図る観点から、厚生労働省、機構及び市町村との協力連携のもとに実施される国民年金の事務（資格取得時における保険料の納付督促、口座振替、前納の促進のほか、市町村で実施している年金相談業務などの事務）

②業務実績

平成25年度の交付実績は、次のとおりです。

○法定受託事務に係る交付金

(単位：千円)

県名	市町村数	交付決定額	概算交付額 ^(注1)	精算交付額 ^(注2)
徳島県	24	137,290	92,785	44,505
香川県	17	147,925	100,726	47,199
愛媛県	20	252,368	168,721	83,647
高知県	34	141,390	93,422	47,968
計	95	678,973	455,654	223,319

○協力・連携に係る交付金

(単位：千円)

県名	市町村数	交付決定額	概算交付額 ^(注1)	精算交付額 ^(注2)
徳島県	24	15,448	8,012	7,436
香川県	17	22,205	12,245	9,960
愛媛県	20	36,933	20,974	15,959
高知県	34	14,061	8,881	5,180
計	95	88,647	50,112	38,535

(注1) 概算交付額とは、前年度の交付実績及び年度当初の計画額の一定額を合わせ第1四半期から第3四半期までに資金交付した額をいいます。

(注2) 精算交付額とは、年度末に国民年金等事務取扱交付金等の交付額を決定し、その決定額からすでに資金交付した第1四半期から第3四半期までの概算交付額を差し引いた額を第4四半期に資金交付した額をいいます。

(7) 日雇特例被保険者の適用及び徴収に関する交付金

①業務概要

日雇特例被保険者に係る保険者の事務のうち、厚生労働大臣が行うこととされている日雇特例被保険者手帳の交付等に関する事務は、法定受託事務として、厚生労働大臣が指定する市町村（以下「事務指定市町村」といいます。）が行い、その事務に必要な費用は、厚生労働省から資金交付されています。

四国厚生支局では、管内9事務指定市町村より提出された交付申請書及び各種報告書の内容を審査し、厚生労働省（年金局）へ報告を行った後、厚生労働省（年金局）が資金交付を行います。

②業務実績

平成25年度の交付実績は、次のとおりです。

(単位：円)

県名 (注)	指定市町村数	申請市町村数	交付額	
			手帳交付等件数	金額(円)
徳島県	6	5	26	2,063
高知県	3	2	11	873
計	9	7	37	2,936

(注) 香川県及び愛媛県には、事務指定市町村はありません。

(8) 厚生年金保険料等の納付の猶予の許可

①業務概要

厚生年金保険料等については、納付義務者が災害等により、その財産について相当な損失を受けた場合において、納付義務者がその納付すべき保険料等を一時に納付できないと認められる場合等に、納付を猶予することが認められています。

(平成24年11月から厚生年金保険料等の納付猶予の権限が地方厚生(支)局に委任されています。)

四国厚生支局では、機構四国ブロック本部から年金事務所分を取りまとめた納付猶予の申請があった場合、当該申請の審査と許可を行っています。

(9) 社会保険労務士に関する業務

①業務概要

社会保険労務士法に関する業務のうち社会保険諸法令に関するものは、厚生労働大臣(地方厚生(支)局長に委任)が行うものとされ、四国厚生支局では、次の業務を行っています。

- 社会保険労務士又は社会保険労務士法人に対する報告及び検査
- 社会保険労務士が社会保険労務士法等に違反した場合の社会保険労務士会等からの通知の受理
- 社会保険労務士会の総会決議の取消及び役員解任の命令
- 社会保険労務士会に対する報告徴収、勧告及び調査
- 社会保険労務士会からの社会保険労務士等に対して注意勧告を行った場合の報告
- 社会保険労務士に不正があった場合の懲戒処分に係る聴聞
- 全国社会保険労務士会が実施している社会保険労務士試験への協力等

<参考>四国厚生支局管内の社会保険労務士会会員数及び法人数

(平成26年3月31日現在)

県名	会員数(単位:人)					社労士 法人数
	開業	法人の社員	勤務	その他	計	
徳島県	114	5	25	16	160	2
香川県	204	9	46	17	276	3
愛媛県	254	15	45	19	333	6
高知県	105	0	50	16	171	0
計	677	29	166	68	940	11

(10) 年金委員に関する業務

①業務概要

年金委員は、年金事業の理解を高め、その円滑な運営を図ることを目的として機構が行っている公的年金制度の適用、給付、保険料その他の事項について啓発、相談及び助言等の活動(注1)を行っています。

年金委員には、厚生年金保険の適用事業所の事業主が推薦し、委嘱される「職域型」の年金委員(注2)と、市町村等が推薦し、委嘱される「地域型」の年金委員(注3)に区別され、いずれも厚生労働大臣が委嘱を行います。

四国厚生支局では、事業主や市町村等より推薦のあった年金委員候補者に対して、委嘱に係る審査、決定及び委嘱状の発行、年金委員証明書の発行等を行っています。

平成25年度より、多年にわたり政府管掌年金事業の推進・発展に貢献した者に対して、その功績を称え労苦に報いるとともに、併せて政府管掌年金事業の一層の推進に寄与することを趣旨として、年金委員功労者厚生労働大臣表彰が行われることになりました。

(注1) 年金委員は、機構と協力連携の下、厚生年金保険の適用事業所の事業主、被保険者及び地域住民に対して次の職務を行います。

- 機構が取り組む年金記録問題への対応についての協力及び支援
- 機構が実施する年金制度等に関する説明会及び普及啓発活動への協力
- 機構が発出する各種通知やお知らせ等に関する説明及び相談
- 各種届出手続きについての相談及び助言並びに適切な届出の励行
- 前各号に掲げるものの他、政府管掌年金事業の推進に必要な活動

(注2) 「職域型」の年金委員は、厚生年金保険の適用事業所に設置されており、設置数は常時300人未満の被保険者を使用する適用事業所については1名以上、常時300人以上の被保険者を使用する適用事業所については2名以上としています。なお、任期はありません。

(注3) 「地域型」の年金委員は、市町村または各種団体から推薦があった者について、委嘱を行っています。なお、任期は3年です。

②業務実績

平成25年度末現在の年金委員数は、次のとおりです。

(単位：人)

県名	年金事務所名	職域型	地域型	計
徳島県	徳島北	584	19	1,241
	徳島南	453		
	阿波半田	185		
香川県	高松西	780	75	2,598
	高松東	904		
	善通寺	839		
愛媛県	松山西	696	94	2,752
	松山東	474		
	新居浜	602		
	今治	475		
	宇和島	411		
高知県	高知東	417	18	1,305
	高知西	425		
	南国	229		
	幡多	216		
計		7,690	206	7,896

平成25年度年金委員功労者厚生労働大臣表彰の実績は、次のとおりです。

(単位：人)

県名	年金事務所名	表彰者数	備考
徳島県	阿波半田	1	職域型
香川県	高松西	1	職域型
	善通寺	1	職域型
愛媛県	松山東	1	職域型
	今治	1	職域型
高知県	高知東	1	職域型
計		6	

(11) 学生納付特例事務法人の指定等

①業務概要

20歳以上の大学生等の方は、国民年金に加入する義務がありますが、所得のない方が保険料を納付できずに、将来、年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金をうけることができなくなることを防止するため、ご本人からの申請により国民年金保険料の納付が一定期間猶予される「学

生納付特例制度」があります。

この制度を活用するためにできるだけ申請のしやすい環境整備を行い、大学等が学生からの申請を代行できる「学生納付特例事務法人」の指定を行っています。

四国厚生支局では、次の業務を行っています。

- 学生納付特例事務法人の指定及び指定の取消に係る審査及び決定
- 学生納付特例事務法人への改善命令
- 学生納付特例事務法人制度の普及・推進

②業務実績

平成25年度は、平成25年5月と「ねんきん月間」である11月に、管内279校に対して、「学生納付特例事務法人」の指定受諾に関する協力依頼、「学生納付特例制度」等の公的年金制度の周知依頼及び日本年金機構職員による「年金セミナー」実施に関する協力依頼の通知を送付しました。

○学生納付特例事務法人の指定について

平成25年度においては、愛媛県で1校、高知県で2校の合計3校を新たに指定しました。

県名	指定校名	指定年月日
愛媛県	東城看護専門学校	25. 12. 3
高知県	高知県立中村高等技術学校	26. 2. 28
	高知県立高知高等技術学校	26. 3. 7

(注) 高知県立中村高等技術学校及び高知県立高知高等技術学校は、地方公共団体であるため、「学生納付特例事務取扱教育施設」として指定しました。

○「学生納付特例制度」の周知について

「学生納付特例制度等に関するアンケート」を実施し、学生納付特例制度等の公的年金制度を周知するため、パンフレットの送付希望のあった管内75校に対し、機構作成のパンフレット2種類を送付しました。

○機構職員による「年金セミナー」の実施協力について

「学生納付特例制度等に関するアンケート」を実施し、機構職員派遣によるガイダンスや授業等で学生等に対し年金制度を周知する「年金セミナー」の開催を呼びかけました。開催希望の学校については、機構四国ブロック本部に対し情報提供を行いました。

(12) 保険料納付確認団体の指定等

①業務概要

同種の事業や業務に従事する国民年金の被保険者を構成員とする団体等が、国民年金の被保険者である構成員の委託に基づき、構成員の国民年金保険料の納付状況を確認できる「保険料納付確認団体制度」があり、厚生労働大臣（地方厚生（支）局長に委任）が指定を行っています。

この制度は、団体等が年金受給権を確保することが目的であり、団体等が構成員へ国民年金保険料の納付状況を通知するとともに、未納であれば自主的な納付を促すものです。

4 健康福祉課

(1) 各種養成施設等の指定及び監督

①業務概要

国民の健康や安全な生活の維持向上を図ることを目的として、一定の資格を有する人材を育成する厚生労働省所管の各種養成施設等について、新規の指定（認定）及び変更等の申請を受理し、審査を行うとともに、既指定（認定）の養成施設等について、指定（認定）規則及び指導要領に適合した運営、教育がなされるよう、指導・監督を行っています。

なお、平成26年6月に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第4次一括法）」により、平成27年4月から、一部を除いた各種養成施設等の指定・指導監督事務が地方自治体へ移譲されることになっています。

○各種養成施設等の指定（認定）状況

施設種別	課程（施設）数
管理栄養士養成施設（注1）	4(4)
栄養士養成施設	6(6)
理容師養成施設	12(9)
美容師養成施設	21(12)
調理師養成施設	20(11)
指定保育士養成施設	19(18)
社会福祉士養成施設	2(2)
科目確認大学等（社会福祉士）	19(14)
介護福祉士養成施設	16(15)
福祉系高等学校等	11(11)
介護福祉士実務者養成施設	15(11)
社会福祉主事養成機関	1(1)
精神保健福祉士養成施設	4(2)
保健師助産師看護師養成所	27(22)
理学療法士養成施設	10(10)
作業療法士養成施設	10(10)
診療放射線技師養成所	0(0)
臨床検査技師養成所	0(0)
視能訓練士養成所	0(0)
臨床工学技士養成所	3(3)
言語聴覚士養成所	3(3)

施設種別	課程（施設）数
義肢装具士養成所	0(0)
救急救命士養成所	0(0)
歯科衛生士養成所	8(8)
歯科技工士養成所	3(3)
あ・は・き 養成施設（注2）	2(2)
柔道整復師養成施設	2(2)
製菓衛生師養成施設	8(6)
食品衛生管理者養成施設（注3）	8(8)
食品衛生監視員養成施設（注3）	8(8)
計	243(202)

（注1）管理栄養士の4養成施設は栄養士の資格も得られます。

（注2）あ・は・き養成施設とは、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゆう師養成施設を略した表現です。

（注3）食品衛生管理者養成施設と食品衛生監視員養成施設は同一課程のため、同一の養成施設で行われています。

②業務実績

平成25年度の指定等の業務実績は、次のとおりです。

○ 指定等に関する事務

養成施設等の種別	指定 （※）	取消 （廃止）	変更 承認	変更届	報告書
管理栄養士養成施設	0	0	2	0	4
栄養士養成施設	0	1	3	0	6
理容師養成施設	0	0	2	14	9
美容師養成施設	0	0	2	26	12
調理師養成施設	1	1	0	1	10
指定保育士養成施設	5	0	4	6	18
社会福祉士養成施設	1	0	0	12	2
科目確認大学等（社会福祉士）	0	1	0	20	
介護福祉士養成施設	1	0	3	29	16
福祉系高等学校等	0	0	3	17	11
介護福祉士実務者養成施設	8	0	7	13	2
社会福祉主事養成機関	0	0	0	2	1
精神保健福祉士養成施設	0	0	0	19	4
保健師助産師看護師養成所	2	1	14	11	23
理学療法士及び作業療法士養成施設	0	0	25	5	11
臨床工学技士養成所	0	0	0	0	3

養成施設等の種別	指定 (※)	取消 (廃止)	変更 承認	変更届	報告書
言語聴覚士養成所	0	0	5	1	3
歯科衛生士養成所	0	0	7	8	8
歯科技工士養成所	0	0	1	6	3
あ・は・き 養成施設	0	0	2	4	2
柔道整復師養成施設	0	0	1	4	2
製菓衛生師養成施設	0	0	1	4	8
食品衛生管理者養成施設	0	0	0	6	
食品衛生監視員養成施設	0	0	0	6	
計	18	4	82	214	158

(※)平成25年度中に指定手続きが終了した養成施設の数

○ 指導監督に関する業務

養成施設等の種別	対象施設数	実施施設数	改善指導件数		
			該当施設数	文書指摘	口頭指摘
管理栄養士養成施設	4	0	0	0	0
栄養士養成施設	6	2	1	0	1
理容師養成施設(注1)	9	1	1	2	3
美容師養成施設(注1)	12	4	4	6	23
調理師養成施設	11	1	1	5	5
指定保育士養成施設	18	4	4	4	12
社会福祉士養成施設	2	1	1	0	2
介護福祉士養成施設	15	5	5	11	8
福祉系高等学校等(注2)	4	0	0	0	0
介護福祉士実務者養成施設	11	0	0	0	0
社会福祉主事養成機関	1	1	1	2	0
精神保健福祉士養成施設	2	0	0	0	0
保健師助産師看護師養成所	22	5	4	6	10
理学療法士養成施設	10	1	1	2	3
作業療法士養成施設	10	1	1	2	3
臨床工学技士養成所	3	0	0	0	0
言語聴覚士養成所	3	1	1	2	3
歯科衛生士養成所	8	2	2	2	6
歯科技工士養成所	3	1	1	0	2
あ・は・き 養成施設	2	1	1	1	3

養成施設等の種別	対象施設数	実施施設数	改善指導件数		
			該当施設数	文書指摘	口頭指摘
柔道整復師養成施設	2	0	0	0	0
製菓衛生師養成施設	6	2	2	3	4
食品衛生管理者養成施設	8	2	2	2	1
食品衛生監視員養成施設	8	2	2	2	1
計	202	37	35	52	90

(注1) 理容師、美容師養成施設のうち、学校教育法における特別支援学校及び矯正施設に属するものは指導監督する対象施設数から除きます。

(注2) 福祉系高等学校等のうち、特例高等学校は指導監査する対象施設数から除きます。

(2) 補助金等の交付

①業務概要

地方自治体を交付対象とする補助金等の執行事務のうち、結核医療費負担金や地方公共団体が整備する保健衛生施設、社会福祉施設等の施設・設備費の交付決定などの執行業務を行っています。

また、補助金等の交付を受けて取得した財産を交付の目的に反して使用する等の処分を行うにあたっては、「補助金等に係る予算執行の適正化に関する法律」に基づく厚生労働大臣の承認が必要とされており、四国厚生支局では、補助金等で整備した施設・設備費に関する財産処分の承認審査を行っています。

②業務実績

平成25年度の業務実績は、次のとおりです。

○補助金等の交付

(単位：円)

補助金等名称	交付目的	交付決定額
結核医療費負担金	都道府県、保健所を設置する政令市及び特別区が行う従業禁止・命令入所患者に対する医療に要する費用の一部を負担する	65,102,071
結核医療費補助金	都道府県、保健所を設置する政令市及び特別区が行う一般患者に対する医療に要する費用等の一部を補助する	7,122,642
原爆被爆者健康診断費交付金	都道府県、広島市及び長崎市が行う原爆被爆者の健康診断に要する費用並びに被爆者健康手帳の交付に要する費用を交付する	10,515,630

補助金等名称	交付目的	交付決定額
原爆被爆者手当交付金	都道府県、広島市及び長崎市が行う医療特別手当、特別手当、健康管理手当、保健手当並びに原子爆弾小頭症手当の支給に要する費用並びに事務の処理に要する費用を交付する	695,030,385
原爆被爆者葬祭料交付金	都道府県、広島市及び長崎市が行う原爆被爆者葬祭料支給事業に要する費用並びに事務の処理に要する費用を交付する	22,533,168
児童扶養手当給付費負担金	都道府県知事等が行う児童扶養手当の支給に要する費用の一部を負担することにより、父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、もって児童の福祉の増進を図る	6,444,533,414
児童入所施設措置費等負担金	児童入所施設への児童等の入所後の保護又は委託後の養育につき、児童福祉施設最低基準を維持するために要する費用として、地方公共団体の支弁した経費に対し、国が負担する	3,338,958,017
保育所運営費負担金	保育所（私立）の運営に必要な経費を負担することにより、保育所において保育に欠ける児童に対して保育の実施を図る	11,842,522,713
特別児童扶養手当事務取扱交付金	都道府県知事又は市町村長が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づいて特別児童扶養手当の支給事務を行うための経費を交付する	31,180,309
特別障害者手当等給付費負担金	都道府県市が行う特別障害者手当、障害児福祉手当等の支給に要する費用の一部を負担することにより、精神又は身体に重度の障害を有する者の福祉の増進を図る	1,250,959,447
婦人保護事業費負担金	「売春防止法」に基づき要保護女子についてその転落の未然防止と保護更生を図ること及び「配偶者暴力防止法」に基づき配偶者からの暴力被害者である女性の保護等を目的とする	34,260,223
婦人相談所運営費負担金		1,052,000
婦人保護事業費補助金		20,161,869
保健衛生施設等施設整備費国庫補助金	農村検診センター、特定感染症指定医療機関施設等の施設及び設備を整備し、地域住民の健康増進並びに疾病の予防及び治療を行い、もって公衆衛生の向上に寄与する	1,987,000

補助金等名称	交付目的	交付決定額
保健衛生施設等設備整備費国庫補助金	ことを目的とする	41,903,000
保健衛生施設等災害復旧費補助金	災害により被害を受け、その災害復旧に関し、厚生労働大臣と協議して承認を得た施設の災害復旧事業に要する費用等の一部を補助する	0
社会福祉施設等施設整備費補助金	社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的とする	359,569,000
社会福祉施設等災害復旧費補助金	社会福祉法人等が整備した施設であって、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象により被害を受けた施設の災害復旧に関し、厚生労働大臣等に協議して承認を得た災害復旧事業に要する費用の一部を補助することにより、災害の速やかな復旧を図り、もって施設入所者等の福祉を確保することを目的とする	0
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律第4条に基づき、市町村が作成した市町村整備計画に基づく事業又は事務の実施に要する経費に充てるため、市町村に交付することにより、地域における公	363,475,000
地域介護・福祉空間整備推進交付金	的介護施設等の施設及び設備等の整備事業を推進することを目的とする	36,000
次世代育成支援対策施設整備交付金	次世代育成支援対策推進法第11条第1項に規定する交付金に関する省令第1条第2項に規定する施設の新設、修理、改造、拡張又は整備に要する費用の一部に充てるために、国が交付する交付金であり、もって、次世代育成支援対策を推進することを目的とする	8,390,000
地域自主戦略交付金(社会福祉施設整備に関する事項)	「生活保護法」、「児童福祉法」、「障害者自立支援法」等の規定に基づき、社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的とする	0

○財産処分の承認申請等

区分	処理件数
財産処分承認申請	11
包括承認事項における財産処分報告の受理	24
計	35

(3) 医療安全の普及・啓発

①業務概要

厚生労働省では、医療の安全に関する取り組みの普及及び啓発に関する業務を所管し、毎年11月25日を含む1週間を「医療安全週間」と位置づけ医療安全対策の推進を図っています。

四国厚生支局では、医療機関の管理者等の資質の向上を図るため、医療安全対策に関する知識等の習得、討議等を行う「医療安全に関するワークショップ」を開催しています。

②業務実績

平成25年12月11日（水）から12日（木）までの2日間において、医療安全管理者等の資質向上を図るため、初日は講義形式で行い、二日目は受講生が積極的に参加することができるグループワーク研修を中心として「医療安全に関するワークショップ」を開催しました。

開催日: 平成25年12月11日（水）～12月12日（木）

場所: サポートホール高松

参加者数: 264名

	プログラム	担当講師
一日目	「世界標準の医療安全－WHO 患者安全カリキュラムガイドに学ぶ」	公益財団法人 日本心臓血圧研究振興会 附属榊原記念病院 副院長 相馬 孝博
	「医療安全支援センターの役割と医療機関との連携」	東京大学大学院医学系研究科 医療安全管理学講座 特任研究員 瀬川 玲子
	「事故後の対応として病院組織がなすべきこと－やれたこと、やれてないこと－」	大阪医科大学附属病院 医療安全対策室 室長 村尾 仁
	「医療事故・ヒヤリハットの情報収集による原因分析・再発防止と無過失補償による紛争解決」	公益財団法人 日本医療機能評価機構 医療事故防止事業部 部長 後 信
二日目	「Team STEPPS の基礎知識と演習」	東京慈恵会医科大学附属病院 医療安全管理部医療安全推進室 医療安全管理者 藤原 喜美子

	プログラム	担当講師
	グループワーク	<p>東京慈恵会医科大学附属病院 医療安全管理部医療安全推進室 医療安全管理者 藤原 喜美子</p> <p>• 補助講師 9名</p> <p>NHO高松医療センター 河野 良二</p> <p>香川大学医学部附属病院 豊嶋 克美</p> <p>香川労災病院 林 周児</p> <p>香川県立中央病院 高島 明美</p> <p>総合病院回生病院 三好 通子</p> <p>高知大学医学部附属病院 坂本 美和</p> <p>NHO四国がんセンター 村上 直子</p> <p>NHO東徳島医療センター 鳶ヶ美 千代子</p> <p>NHO愛媛医療センター 近藤 ヒロ子</p>

(4) 民生委員等の委嘱等事務

①業務概要

民生委員は、都道府県知事（指定都市、中核市の長を含む。以下同じ。）の推薦によって厚生労働大臣が委嘱し、福祉事務所等関係行政機関に対する協力や民間の篤志奉仕者として自主的な民間福祉活動に従事しています。

また、民生委員は、児童委員を兼務することとされています。児童委員のうち主任児童委員は、都道府県知事の推薦によって厚生労働大臣が指名し、児童の福祉に関する児童相談所等関係行政機関と児童委員との連絡調整や児童委員の活動に対する援助を行っています。

民生委員及び児童委員の任期は、3年とされており、3年ごとに一斉改選が行われています。（前回改選は平成25年12月1日に行われ、任期は平成28年11月30日までです。）

四国厚生支局では、民生委員及び児童委員の委嘱・解嘱、主任児童委員の指名並びに厚生労働大臣表彰状及び感謝状の授与などの業務を行っています。

（参考）四国厚生支局管内の民生委員数（平成26年3月31日現在）

県 市		民生委員数	うち、主任 児童委員数
県	徳島県	1,824	182
	香川県	1,183	146
	愛媛県	2,350	296
	高知県	1,561	126
中 核 市	高松市	763	83
	松山市	901	86
	高知市	647	55
計		9,229	974

②業務実績

平成25年度の民生委員・児童委員の委嘱等の業務実績は、次のとおりです。

区 分	処 理 件 数
民生委員・児童委員の委嘱	127
民生委員・児童委員の解嘱	121
（うち主任児童委員の指名）	（13）
厚生労働大臣表彰状の授与	17
厚生労働大臣特別表彰の授与	297
厚生労働大臣感謝状の授与	42
計	604

(5) 医療観察法による移送

①制度概要

「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」に基づき、心神喪失の状態で重大な他害行為を行った者に対し、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、その症状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、その社会復帰を促進することとしています。

この法律は、心神喪失の状態で重大な他害行為を行った者であって、不起訴処分又は無罪等の裁判が確定した者に対して、①適切な鑑定や専門家・関係者の意見を踏まえた裁判所における最も適切な処遇の決定、②国公立の指定入院医療機関における、症状に応じた適切な入院処遇の実施、③指定通院医療機関における退院後の医療の継続及び保護観察所と都道府県等の連携による実施計画に基づく観察・指導等の実施、④被害者等による裁判所の手続の傍聴及び審判結果の通知などを行うこととされています。

②業務概要

地方厚生局は、①精神保健判定医及び精神保健参与員に関すること、②指定医療機関の指定及び指導等に関すること、③指定入院医療機関又は指定通院医療機関の選定に関すること、④地方裁判所の入所決定に基づく決定の執行及び入院決定又は通院決定を受けた者に対する医療に関することを所掌しており、四国管内は中国四国厚生局が管轄しております。

四国厚生支局では、四国管内における対象者の移送業務に携わっています。

③業務実績

平成25年度の処遇決定状況は、次のとおりです。

○処遇決定状況

内 訳	件 数
入院決定（移送）	13
通 院 決 定	2
不 処 遇	1
計	16

5 保険年金課

(1) 健康保険組合の認可等及び指導監督

①業務概要

健康保険組合は、健康保険法に基づき国の健康保険事業を代行する公法人です。

四国厚生支局では、健康保険事業を運営している健康保険組合の指導監督及び健康保険組合に対する規約変更の認可等を行っています。

また、健康保険組合の設立・解散及び合併等の事務指導も行っています。

◆健康保険組合の状況（平成26年3月末現在）

- 健康保険組合数 24組合
- 加入数 約9万人

②業務実績

平成25年度は、8組合を対象に、医療費の適正化による財政の健全化を図るなどの実地指導を行いました。

また、申請書等の業務実績は、次のとおりです。

○申請書等の処理件数 (単位：件)

区分	規約改正等の認可	届出等の受理	大臣への提出書類の経由	公法人証明、印鑑証明等
健康保険組合	20	107	303	194

(2) 厚生年金基金の認可等及び指導監督

①業務概要

厚生年金基金制度は、厚生年金の一部を国に代わって支給(代行部分)するとともに、厚生年金基金ごとに定められた独自の上乗せ給付（プラスアルファ部分）を行う年金制度です。

厚生年金基金は、厚生年金保険法に基づき厚生労働大臣の認可を受け、特別の公法人として制度の運営・管理を行っています。

四国厚生支局では、厚生年金基金に対する指導監督及び認可等を行っています。

◆厚生年金基金の状況（平成26年3月末現在）

- 厚生年金基金 19基金
- 加入数 約7万人

②業務実績

平成25年度は、4基金を対象に財政運営の適正を図るなどの指導を行いました。
また、申請書等の業務実績は、次のとおりです。

○申請書等の処理件数

(単位：件)

区 分	規約改正等の認可	届出等の受理	大臣への提出書類の経由	公法人証明、印鑑証明等
厚生年金基金	24	109	272	308

(3) 国民年金基金の認可等及び指導監督

①業務概要

国民年金基金は、国民年金法に基づき厚生労働大臣の認可を受け都道府県ごと（地域型）や業種別（職能型）に設立された公法人で、自営業者等の方々に老齢基礎年金に上乗せする給付を支給する制度です。

四国厚生支局では、国民年金基金に対する指導監督及び認可等を行っています。

◆国民年金基金の状況（平成26年3月末現在）

- 国民年金基金数 4基金
- 加入数 約1.3万人

②業務実績

平成25年度は、国民年金基金の自立の推進を図る観点から、加入員確保事業の推進に重点を置き、1基金に対し指導を行いました。

また、申請書等の業務実績は、次のとおりです。

○申請書等の処理件数

(単位：件)

区 分	規約改正等の認可	届出等の受理	大臣への提出書類の経由	公法人証明、印鑑証明等
国民年金基金	0	4	32	14

(4) 確定拠出年金、確定給付企業年金の承認等及び指導監督

①業務概要

確定拠出年金は、個人又は事業主が拠出した資金を個人が自己責任において運用の指図を行い、高齢期において、その結果に基づいた給付を受けることができるようにするための制度です。

確定給付企業年金は、労使合意の年金規約に基づき、事業所と信託会社・生保会社等が契約を結び、母体企業の外で年金資産を管理・運用し年金給付を行う「規約型」と母体企業とは別の法人格をもった基金を設立したうえで、基金において年金資産を管理・運用し年金給付を行う「基金型」があります。

四国厚生支局では、確定拠出年金（事業主に係るものに限る）、確定給付企業年金に係る承認等及び指導監督を行っています。

◆承認規約数の状況（平成26年3月末現在）

- 確定拠出年金（企業型） 90規約
- 確定給付企業年金（基金型を含む。）364規約

②業務実績

平成25年度は、確定給付企業年金（基金型を含む。）の監査について、書面監査15件、実地監査4件を行いました。

また、確定拠出年金の新規承認規約数は4規約を含む申請書等の業務実績は、次のとおりです。

○申請書等の処理件数（平成25年度） (単位：件)

区 分	規約(改正を含む)の承認等	届出等の受理	大臣への提出書類の経由	公法人証明、印鑑証明等
確定拠出年金	28	115		
確定給付年金	27	219	282	42

(5) 全国健康保険協会支部の認可及び指導監督

①業務概要

中小企業等のサラリーマン等が加入する健康保険は、全国健康保険協会が運営しており、都道府県ごとに47の支部が設置されています。

四国厚生支局では、四国管内に所在する4支部の指導監督及び滞納処分等に係る認可を行っています。

②業務実績

平成25年度は、全国健康保険協会支部の1支部について保険者機能の強化を図るなどの実地指導を行いました。

6 管理課

(1) 医療法人の監督

①業務概要

医療法人は医療法に基づき設立された法人であり、設立認可事務は各都道府県知事が行っています。

ただし、2以上の都道府県で病院、診療所又は介護老人保健施設を開設しようとする場合には厚生労働大臣の認可が必要です。

四国厚生支局では、厚生労働大臣の認可が必要な医療法人の定款等の変更等の許認可や決算届等の受理を行い、必要に応じ指導等を行っています。

なお、提出された事業報告書等については、医療法人の透明性の確保を図る観点から、閲覧することができます。

②業務実績

平成25年度の業務実績は、次のとおりです。

内 容	件 数
定款変更認可	5 件
各種届出受理	51 件
事業状況報告書等の閲覧	20 件

(2) 国民健康保険の保険者等の技術的助言・指導監督

①業務概要

四国厚生支局管内の国民健康保険の保険者等に対し、国民健康保険事業の適正かつ安定的運営の確保を図り、保険財政の健全化、医療費の適正化及び保健事業の充実に努めるよう、指導監督を行っています。

②業務実績

平成25年度の業務実績は、次のとおりです。

(単位：件)

内 訳			
県	市町村	国保組合	国保連合会
4	4	0	2

(3) 後期高齢者医療保険の保険者等の技術的助言・指導監督

①業務概要

四国厚生支局管内の後期高齢者医療保険の保険者等に対し、後期高齢者医療保険事業の適正かつ安定的運営の確保を図り、保険財政の健全化及び医療費の適正化に努めるよう、指導監督を行っています。

②業務実績

平成25年度の業務実績は、次のとおりです。

(単位：件)

内 訳			
県	市町村	広域連合	国保連合会
4	4	4	2

(4) 社会保険診療報酬支払基金支部の監督

①業務概要

四国厚生支局管内の社会保険診療報酬支払基金支部に対して、業務の適正かつ効率的な運営を確保することを目的として監査を実施します。

②業務実績

平成25年度の業務実績は、次のとおりです。

内 容	件 数
監査実施状況	1 支部

(5) 保険医療機関等及び保険医等の情報の管理

①業務概要

保険医療機関等に関する施設基準の届出受理状況などの各種情報を四国厚生支局のホームページにおいて公開しています。

7 医療課

(1) 特定機能病院に対する立入検査

①業務概要

医療法第25条第3項の規定に基づき、特定機能病院が法令に規定された人員及び構造・設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか等について検査するため、特定機能病院に対する立入検査業務を行っています。

②業務実績

平成25年度の業務実績は、次のとおりです。

内 容	件 数
立入検査	4 機関

(2) 国の開設する病院等の開設承認等

①業務概要

国が開設する病院、診療所及び助産所を開設しようとする場合や変更する場合には、厚生労働大臣（四国厚生支局に委任）の承認を受けることとされていることから、医療法に規定する医療従事者の人員配置や建物設備等の構造設備の基準を満たしているか等承認の検査業務等を行っています。

②業務実績

平成25年度受付の業務実績は、次のとおりです。

内 容	件 数
開設許可及び承認事項の変更等	28 件
構造設備の使用許可	80 件
通知の受理	29 件

(3) 保険医療機関等及び保険医等の指導監督

①業務概要

保険医療機関等及び保険医等に対する指導監査業務について、香川県については指導監査課が担当し、徳島県、愛媛県及び高知県については、所在する県事務所が担当して実施していますが、案件によっては、当課と共同して指導監査業務を実施しています。

また、臨床研修指定病院、大学附属病院等の保険医療機関等に対して、厚生労働省、四国厚生支局及び県が共同して行う特定共同指導や共同指導を実施しています。

さらに、各県事務所等に対する連絡調整や業務指導・監督等を行い、当支局管内における指導監査業務の円滑な実施に努めています。

○四国厚生支局管内における指定・登録状況（平成26年3月31日現在）

区 分	機関数 (登録人数)	備 考
病院	477機関	(内、歯科併設63機関含む)
医科診療所	2,926機関	(内、歯科併設20機関含む)
歯科診療所	1,968機関	(内、医科併設20機関含む)
薬局	1,793機関	
指定訪問看護事業者	285機関	
医師	13,370人	
歯科医師	3,430人	
薬剤師	9,132人	
柔道整復師	1,129人	

②業務実績

平成25年度の業務実績は、次のとおりです。

内 容	件 数
特定共同指導	1機関
共同指導	8機関

8 指導監査課

指導監査課は、四国管内の香川県下の保険医療機関等の指導など、次の業務を行っています。

(1) 保険医療機関等及び保険医等の指導監査等

①業務概要

- ア 「保険医療機関及び保険医療療養担当規則」等に定められている保険診療（保険調剤）の取扱い及び診療（調剤）報酬の請求等に関する事項について周知徹底し、保険診療（調剤）の質的向上及び適正化を図ることを目的として、健康保険法等の規定に基づき、保険医療機関、保険薬局、保険医及び保険薬剤師に対して指導を実施しています。
- イ 「指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準」等に定められている指定訪問看護の取扱い及び訪問看護療養費の請求に関する事項について周知徹底し、指定訪問看護の質的向上及び適正化を図ることを目的として、健康保険法等の規定に基づき、指定訪問看護事業者、訪問看護ステーションの看護師等に対して指導を実施しています。
- ウ 受領委任の取扱規程等に定められている保険施術の取扱い及び療養費の請求に関する事項について周知徹底し、保険施術の質的向上及び適正化を図ることを目的として、厚生労働大臣の通知に基づき、受領委任に係る登録等を受けた柔道整復師に対して指導を実施しています。

なお、指導及び調査等から監査に至るものがありますが、その監査の結果に基づき、必要に応じて保険医療機関・保険薬局、指定訪問看護事業者等の指定の取消、保険医等の登録取消及び柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任の取扱いの中止などの行政上の措置を行います。

②業務実績

ア 保険医療機関等の指導状況

(単位：件)

	新規個別指導	集団指導	集団的個別指導	個別指導
医科・病院	0	92	5	4
医科・診療所	18	711	30	24
歯科	7	483	36	20
薬局	35	554	39	20

イ 指定訪問看護事業者の指導状況 (単位：件)

	集団指導	個別指導
件数	36	0

ウ 柔道整復師の指導状況 (単位：件)

	集団指導	個別指導
件数	36	1

(2) 保険医療機関等における施設基準等の調査

①業務概要

保険医療機関及び保険薬局は、従事者数、施設・設備等において厚生労働大臣が定めた基準を「施設基準」といいますが、この基準を満たすことにより、所定の診療（調剤）報酬を算定できます。

四国厚生支局では、保険医療機関等から提出された施設基準に係る届出の審査、受理及び受理後の調査等の業務を行っています。

②業務実績(適時調査)

(単位：件)

	医科・病院	医科・診療所	歯科	薬局
件数	23	21	0	0

(3) 保険医療機関等の指定及び保険医等の登録

①業務概要

健康保険法に基づく保険医療機関及び保険薬局並びに指定訪問看護事業者の指定を行います。

また、保険医療機関等において健康保険の診療に従事する医師又は保険薬局において健康保険の調剤に従事する薬剤師の保険医及び保険薬剤師の登録を行うとともに、柔道整復師の受領委任に係る業務の契約等に基づく登録を行います。

②業務実績

ア 保険医療機関等の指定状況

(単位：件)

	医科			歯科			薬局		
	指定	廃止等	25年度末現在	指定	廃止等	25年度末現在	指定	廃止等	25年度末現在
件数	93	99	795	43	45	494	77	61	503

注) 指定欄は新規、更新の、廃止等欄は廃止、辞退、取消の合計件数です。

イ 指定訪問看護事業者の指定状況

(単位：件)

	指定	廃止	辞退	25年度末現在
件数	6	1	0	53

ウ 保険医等の登録状況

(単位：件)

	新規登録	抹消等	異動		25年度末現在
			転入	転出	
医師	52	24	180	164	3,239
歯科医師	7	5	28	21	843
薬剤師	52	2	71	71	2,424

注) 抹消等欄は抹消、死亡、取消の合計件数です。

エ 柔道整復師(施術所)の届出・申出状況 (単位：件)

	届出・申出	廃止	25年度末現在
件数	40	32	385

(4) 四国地方社会保険医療協議会香川部会の運営

①業務概要

四国地方社会保険医療協議会議事規則により、保険医療機関又は保険薬局の指定について審議するための四国地方社会保険医療協議会香川部会の庶務を行っています。

②業務実績

四国地方社会保険医療協議会香川部会の開催状況 12回

※実績は平成25年4月1日から平成26年3月31日までの分です。

9 徳島事務所

徳島事務所は、四国管内の徳島県下の保険医療機関等の指導など、次の業務を行っています。

(1) 保険医療機関等及び保険医等の指導監査等

①業務概要

ア 「保険医療機関及び保険医療療養担当規則」等に定められている保険診療（保険調剤）の取扱い及び診療（調剤）報酬の請求等に関する事項について周知徹底し、保険診療（調剤）の質的向上及び適正化を図ることを目的として、健康保険法等の規定に基づき、保険医療機関、保険薬局、保険医及び保険薬剤師に対して指導を実施しています。

イ 「指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準」等に定められている指定訪問看護の取扱い及び訪問看護療養費の請求に関する事項について周知徹底し、指定訪問看護の質的向上及び適正化を図ることを目的として、健康保険法等の規定に基づき、指定訪問看護事業者、訪問看護ステーションの看護師等に対して指導を実施しています。

ウ 受領委任の取扱規程等に定められている保険施術の取扱い及び療養費の請求に関する事項について周知徹底し、保険施術の質的向上及び適正化を図ることを目的として、厚生労働大臣の通知に基づき、受領委任に係る登録等を受けた柔道整復師に対して指導を実施しています。

なお、指導及び調査等から監査に至るものがありますが、その監査の結果に基づき、必要に応じて保険医療機関・保険薬局、指定訪問看護事業者等の指定の取消、保険医等の登録取消及び柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任の取扱いの中止などの行政上の措置を行います。

②業務実績

ア 保険医療機関等の指導状況

(単位：件)

	新規個別指導	集団指導	集团的個別指導	個別指導
医科・病院	0	117	6	5
医科・診療所	10	628	30	22
歯科	7	418	34	18
薬局	30	396	30	14

イ 指定訪問看護事業者の指導状況 (単位：件)

	集団指導	個別指導
件数	58	0

ウ 柔道整復師の指導状況 (単位：件)

	集団指導	個別指導
件数	22	0

(2) 保険医療機関等における施設基準等の調査

①業務概要

保険医療機関及び保険薬局は、従事者数、施設・設備等において厚生労働大臣が定めた基準を「施設基準」といいますが、この基準を満たすことにより、所定の診療（調剤）報酬を算定できます。

四国厚生支局では、保険医療機関等から提出された施設基準に係る届出の審査、受理及び受理後の調査等の業務を行っています。

②業務実績(適時調査)

(単位：件)

	医科・病院	医科・診療所	歯科	薬局
件数	29	25	0	0

(3) 保険医療機関等の指定及び保険医等の登録

①業務概要

健康保険法に基づく保険医療機関及び保険薬局並びに指定訪問看護事業者の指定を行います。

また、保険医療機関等において健康保険の診療に従事する医師又は保険薬局において健康保険の調剤に従事する薬剤師の保険医及び保険薬剤師の登録を行うとともに、柔道整復師の受領委任に係る業務の契約等に基づく登録を行います。

②業務実績

ア 保険医療機関等の指定状況 (単位：件)

	医 科			歯 科			薬 局		
	指 定	廃止等	25年度末現在	指 定	廃止等	25年度末現在	指 定	廃止等	25年度末現在
件数	53	57	783	31	30	451	49	43	377

注) 指定欄は新規、更新の、廃止等欄は廃止、辞退、取消の合計件数です。

イ 指定訪問看護事業者の指定状況 (単位：件)

	指 定	廃 止	辞 退	25年度末現在
件 数	5	3	0	72

ウ 保険医等の登録状況 (単位：件)

	新規登録	抹 消 等	異 動		25年度末現在
			転 入	転 出	
医 師	45	5	110	116	3,085
歯 科 医 師	34	3	20	47	956
薬 剤 師	40	0	32	34	2,161

注) 抹消等欄は抹消、死亡、取消の合計件数です。

エ 柔道整復師(施術所)の届出・申出状況 (単位：件)

	届出・申出	廃 止	25年度末現在
件 数	21	18	265

(4) 四国地方社会保険医療協議会徳島部会の運営

①業務概要

四国地方社会保険医療協議会議事規則により、保険医療機関又は保険薬局の指定について審議するための四国地方社会保険医療協議会徳島部会の庶務を行っています。

②業務実績

四国地方社会保険医療協議会徳島部会の開催状況 12回

※実績は平成25年4月1日から平成26年3月31日までの分です。

10 愛媛事務所

愛媛事務所は、四国管内の愛媛県下の保険医療機関等の指導など、次の業務を行っています。

(1) 保険医療機関等及び保険医等の指導監査等

①業務概要

- ア 「保険医療機関及び保険医療療養担当規則」等に定められている保険診療（保険調剤）の取扱い及び診療（調剤）報酬の請求等に関する事項について周知徹底し、保険診療（調剤）の質的向上及び適正化を図ることを目的として、健康保険法等の規定に基づき、保険医療機関、保険薬局、保険医及び保険薬剤師に対して指導を実施しています。
- イ 「指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準」等に定められている指定訪問看護の取扱い及び訪問看護療養費の請求に関する事項について周知徹底し、指定訪問看護の質的向上及び適正化を図ることを目的として、健康保険法等の規定に基づき、指定訪問看護事業者、訪問看護ステーションの看護師等に対して指導を実施しています。
- ウ 受領委任の取扱規程等に定められている保険施術の取扱い及び療養費の請求に関する事項について周知徹底し、保険施術の質的向上及び適正化を図ることを目的として、厚生労働大臣の通知に基づき、受領委任に係る登録等を受けた柔道整復師に対して指導を実施しています。

なお、指導及び調査等から監査に至るものがありますが、その監査の結果に基づき、必要に応じて保険医療機関・保険薬局、指定訪問看護事業者等の指定の取消、保険医等の登録取消及び柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任の取扱いの中止などの行政上の措置を行います。

②業務実績

ア 保険医療機関等の指導状況

(単位：件)

	新規個別指導	集団指導	集団的個別指導	個別指導
医科・病院	0	140	11	12
医科・診療所	20	1,008	65	38
歯科	10	703	55	28
薬局	31	545	41	22

イ 指定訪問看護事業者の指導状況 (単位：件)

	集団指導	個別指導
件数	92	0

ウ 柔道整復師の指導状況 (単位：件)

	集団指導	個別指導
件数	27	3

(2) 保険医療機関等における施設基準等の調査

①業務概要

保険医療機関及び保険薬局は、従事者数、施設・設備等において厚生労働大臣が定めた基準を「施設基準」といいますが、この基準を満たすことにより、所定の診療（調剤）報酬を算定できます。

四国厚生支局では、保険医療機関等から提出された施設基準に係る届出の審査、受理及び受理後の調査等の業務を行っています。

②業務実績(適時調査)

(単位：件)

	医科・病院	医科・診療所	歯科	薬局
件数	33	27	0	0

(3) 保険医療機関等の指定及び保険医等の登録

①業務概要

健康保険法に基づく保険医療機関及び保険薬局並びに指定訪問看護事業者の指定を行います。

また、保険医療機関等において健康保険の診療に従事する医師又は保険薬局において健康保険の調剤に従事する薬剤師の保険医及び保険薬剤師の登録を行うとともに、柔道整復師の受領委任に係る業務の契約等に基づく登録を行います。

②業務実績

ア 保険医療機関等の指定状況

(単位：件)

	医科			歯科			薬局		
	指定	廃止等	25年度末現在	指定	廃止等	25年度末現在	指定	廃止等	25年度末現在
件数	137	134	1,217	51	51	712	83	64	537

注) 指定欄は新規、更新の、廃止等欄は廃止、辞退、取消の合計件数です。

イ 指定訪問看護事業者の指定状況

(単位：件)

	指定	廃止	辞退	25年度末現在
件数	14	4	0	112

ウ 保険医等の登録状況

(単位：件)

	新規登録	抹消等	異動		25年度末現在
			転入	転出	
医師	72	8	151	155	4,470
歯科医師	4	8	29	20	1,055
薬剤師	65	2	62	62	2,565

注) 抹消等欄は抹消、死亡、取消の合計件数です。

エ 柔道整復師(施術所)の届出・申出状況 (単位：件)

	届出・申出	廃止	25年度末現在
件数	46	30	272

(4) 四国地方社会保険医療協議会愛媛部会の運営

①業務概要

四国地方社会保険医療協議会議事規則により、保険医療機関又は保険薬局の指定について審議するための四国地方社会保険医療協議会愛媛部会の庶務を行っています。

②業務実績

四国地方社会保険医療協議会愛媛部会の開催状況 12回

※実績は平成25年4月1日から平成26年3月31日までの分です。

1.1 高知事務所

高知事務所は、四国管内の高知県下の保険医療機関等の指導など、次の業務を行っています。

(1) 保険医療機関等及び保険医等の指導監査等

①業務概要

ア 「保険医療機関及び保険医療療養担当規則」等に定められている保険診療（保険調剤）の取扱い及び診療（調剤）報酬の請求等に関する事項について周知徹底し、保険診療（調剤）の質的向上及び適正化を図ることを目的として、健康保険法等の規定に基づき、保険医療機関、保険薬局、保険医及び保険薬剤師に対して指導を実施しています。

イ 「指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準」等に定められている指定訪問看護の取扱い及び訪問看護療養費の請求に関する事項について周知徹底し、指定訪問看護の質的向上及び適正化を図ることを目的として、健康保険法等の規定に基づき、指定訪問看護事業者、訪問看護ステーションの看護師等に対して指導を実施しています。

ウ 受領委任の取扱規程等に定められている保険施術の取扱い及び療養費の請求に関する事項について周知徹底し、保険施術の質的向上及び適正化を図ることを目的として、厚生労働大臣の通知に基づき、受領委任に係る登録等を受けた柔道整復師に対して指導を実施しています。

なお、指導及び調査等から監査に至るものがありますが、その監査の結果に基づき、必要に応じて保険医療機関・保険薬局、指定訪問看護事業者等の指定の取消、保険医等の登録取消及び柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任の取扱いの中止などの行政上の措置を行います。

②業務実績

ア 保険医療機関等の指導状況

(単位：件)

	新規個別指導	集団指導	集団的個別指導	個別指導
医科・病院	0	130	10	8
医科・診療所	7	460	21	12
歯科	5	360	27	15
薬局	19	406	28	15

イ 指定訪問看護事業者の指導状況 (単位：件)

	集団指導	個別指導
件数	44	0

ウ 柔道整復師の指導状況 (単位：件)

	集団指導	個別指導
件数	5	5

(2) 保険医療機関等における施設基準等の調査

①業務概要

保険医療機関及び保険薬局は、従事者数、施設・設備等において厚生労働大臣が定めた基準を「施設基準」といいますが、この基準を満たすことにより、所定の診療（調剤）報酬を算定できます。

四国厚生支局では、保険医療機関等から提出された施設基準に係る届出の審査、受理及び受理後の調査等の業務を行っています。

②業務実績(適時調査)

(単位：件)

	医科・病院	医科・診療所	歯科	薬局
件数	34	17	0	0

(3) 保険医療機関等の指定及び保険医等の登録

①業務概要

健康保険法に基づく保険医療機関及び保険薬局並びに指定訪問看護事業者の指定を行います。

また、保険医療機関等において健康保険の診療に従事する医師又は保険薬局において健康保険の調剤に従事する薬剤師の保険医及び保険薬剤師の登録を行うとともに、柔道整復師の受領委任に係る業務の契約等に基づく登録を行います。

②業務実績

ア 保険医療機関等の指定状況

(単位：件)

	医科			歯科			薬局		
	指定	廃止等	25年度末現在	指定	廃止等	25年度末現在	指定	廃止等	25年度末現在
件数	64	73	608	40	40	374	65	60	376

注) 指定欄は新規、更新の、廃止等欄は廃止、辞退、取消の合計件数です。

イ 指定訪問看護事業者の指定状況

(単位：件)

	指定	廃止	辞退	25年度末現在
件数	5	1	0	48

ウ 保険医等の登録状況

(単位：件)

	新規登録	抹消等	異動		25年度末現在
			転入	転出	
医師	46	12	111	125	2,576
歯科医師	2	3	13	7	576
薬剤師	31	1	39	39	1,982

注) 抹消等欄は抹消、死亡、取消の合計件数です。

エ 柔道整復師(施術所)の届出・申出状況(単位：件)

	届出・申出	廃止	25年度末現在
件数	9	11	208

(4) 四国地方社会保険医療協議会高知部会の運営

①業務概要

四国地方社会保険医療協議会議事規則により、保険医療機関又は保険薬局の指定について審議するための四国地方社会保険医療協議会高知部会の庶務を行っています。

②業務実績

四国地方社会保険医療協議会高知部会の開催状況 12回

※実績は平成25年4月1日から平成26年3月31日までの分です。

12 麻薬取締部

(1) 薬物事犯の取締り

①業務概要

ア 薬物事犯の取締り

麻薬取締部は、行政事務のほかに薬物犯罪に関する司法権を付与された麻薬取締官によって構成されている部署です。

麻薬取締官は、麻薬及び向精神薬取締法第54条の規定に基づき、厚生労働大臣の指揮監督を受け、刑事訴訟法の規定による司法警察員として次の法律で規定される薬物犯罪の取締りを行っています。

【薬物関連五法】

- 麻薬及び向精神薬取締法：ヘロイン、コカイン、MDMA、LSD等
- 大麻取締法：大麻草、乾燥大麻、大麻樹脂、液体大麻等
- あへん法：あへん、けし、けしがら等
- 覚せい剤取締法：覚醒剤（シャブ、スピード、ヤーバ）等
- 麻薬特例法：薬物犯罪収益の隠匿・收受の処罰、薬物犯罪収益の没収等

【薬事法】

- 薬事法：指定薬物
(薬事法より法律名改正：平成26年11月25日施行
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律)

【刑法】

- 第2編第14章 あへん煙に関する罪

イ 各取締機関との連携

毎年、関係機関の担当者が出席して「四国地区麻薬取締協議会」を開催しています。

また、個々に取り扱った薬物事案の性質、内容によっては、適宜、関係機関（警察、税関など）と情報交換を行っています。

②業務実績（平成25年1～12月）

ア 薬物事犯の取締件数等

	検挙件数	検挙人員
覚せい剤取締法違反	13件	11名
麻薬及び向精神薬取締法違反	1件	1名
大麻取締法違反	4件	3名
計	18件	15名

（押収物）

覚醒剤（粉末）	717.906 g
覚醒剤（液）	0.16 mL
乾燥大麻	4.156 g
大麻草	59 株

イ 各取締機関との連携

平成25年度は6月5日に高知県高知市において「四国地区麻薬取締協議会」を開催し、厚生労働省、法務省、財務省、警察庁、海上保安庁、高松高等検察庁、地方検察庁、県警察本部、海上保安本部、税関等29機関51名が出席し、各機関の活動状況、取締りの実情等について報交換を行うとともに、薬物犯罪の手口や裁判例の分析及び捜査上の留意点について討議等を行い、関係機関相互の連携を図りました。

（2）鑑定

①業務概要

薬物犯罪の捜査では、当該犯罪を立証するため、麻薬取締部の鑑定官が最新の分析機器を駆使して、押収された証拠品等の鑑定を実施しており、この鑑定は科学捜査の中核となる重要な業務です。

鑑定の主な業務は、以下のとおりです。

- 押収した薬物に係る鑑定（定性分析、定量分析）
- 尿、汗、毛髪から規制薬物及びその代謝物に係る鑑定
- 注射器やパイプ、秤量器具等の関係押収品の付着物に係る鑑定
- 迅速かつ信頼性の高い鑑定手法の開発、新たな規制薬物に係る分析法の研究押収した証拠品を鑑定した結果を記載した鑑定書は、裁判において科学的に証明された重要な証拠として採用されます。

②業務実績（平成25年1～12月）

鑑定官が受理した鑑定嘱託件数は、151件（検体数：266検体）です。

(3) 正規麻薬等の指導・監督

①業務概要

ア 許認可

麻薬、向精神薬等は、中枢神経系に作用して精神機能に影響を及ぼす物質であり、その使用方法を誤ると危険な薬物ですが、その中には、すぐれた鎮痛、鎮静効果等を有し医薬品として医療分野に不可欠なものもあります。

そこで、これら薬物の使用及び流通を正当な目的（医療又は学術研究）に関するものみに限定し、その取扱者を免許、許可、届出制とし、適正な取扱いを行うべく不正ルートへの横流し等を無くし国民の健康被害を未然に防止しています。

これら免許等申請にかかる書類審査や現場確認等の業務を行っており、また、特定の麻薬等原料物質については、外国において麻薬等密造の原料に用いられていることから、これらの原料を日本から輸出するにあたっては、輸入国政府宛の事前通報や外国政府からの事前通報に対する回答事務も行い、正規の取引であることを確認しています。

イ 立入検査

麻薬、向精神薬等を正規に取り扱う業者や医療機関等に対する指導・監督については、その業務所等への立入検査を実施することが最も効果的であるため、従来から各県の麻薬取締員や保健所職員と協力して立入検査を行い、麻薬取扱者等に対する行政指導を行っています。

②業務実績（平成25年1～12月）

ア 許認可件数

	件数
麻薬関係	108件
向精神薬関係	5件
麻薬向精神薬原料関係	6件
覚醒剤・大麻関係	1件
計	120件

イ 立入検査

○麻薬関係	件数
麻薬卸売業者	8件
麻薬小売業者	24件
病院・一般診療所	40件
飼育動物診療施設	14件
麻薬研究者	1件
計	87件

○向精神薬関係	件 数
向精神薬製造製剤業者	1 件
免許みなし卸売販売業	9 件
免許みなし薬局	24 件
病院・一般診療所・歯科	58 件
飼育動物診療施設	14 件
計	106 件

○覚醒剤関係	件 数
覚せい剤原料取扱者	7 件
薬局	16 件
病院・診療所	39 件
飼育動物診療施設	14 件
計	76 件

(4) 薬物中毒者対策

①業務概要

薬物中毒者に対しては、各県の麻薬取締員等と協力し、再び薬物中毒や乱用に陥らないよう相談に応じ必要な助言・指導を行っています。また、「麻薬・覚醒剤相談電話」(TEL 087-823-8800)を設置し、麻薬等乱用者の家族などからの相談に応じています。さらに、検挙した初犯の末端乱用者やその家族等が希望した場合、独自の再乱用防止対策プログラムを実施しています。

また、薬物依存・中毒者の治療、社会復帰支援に携わる関係機関(医療機関、取締機関、行政機関等)の専門家による相談事例等の情報・意見交換を通じて、相談業務の充実、地域における関係機関の連携強化を図っています。平成25年度は、10月31日に徳島県徳島市で「中国四国地区薬物中毒対策連絡会議」を開催し、精神保健指定医、保護観察官、刑務官、保健所職員等が情報・意見交換を行いました。この会議は、中国地区と四国地区と毎年交互に開催しています。

(5) 薬物乱用防止啓発活動

①薬物乱用防止教室等への講師派遣

薬物乱用を阻止するためには新たな乱用者を生まない社会環境を構築する必要があり、そのために薬物に手を出す前の青少年に対する啓発指導として学校、PTA、各種団体等が主催する薬物乱用防止教室等に講師として職員を派遣しています。

平成25年度は、四国管内の高等学校・大学2校（対象者数合計：約 680 名）、教育委員会1件（約 260 名）、保健所等6件（約 390 名）から依頼を受け、職員を派遣しました。

②「ダメ。ゼッタイ。」普及運動

2019年（平成31年）までに薬物乱用を根絶することを目指すとした「新国連薬物乱用根絶宣言(2009～2019年)」への支援事業の一環として、官民一体となり、国民一人一人の薬物乱用問題に対する認識を高め、国内外における薬物乱用防止に資するための活動を行っています。

（平成25年度運動期間：6月20日～7月19日）

③不正大麻・けし撲滅運動

あへん法で「けし」、麻薬及び向精神薬取締法で「ハカマオニゲシ」、大麻取締法で「大麻」が規制されていますが、自生の大麻やけし等が薬物乱用者の中で不正に流通し悪用されることのないようにするため、けしの開花時期や大麻の成長期に合わせ、不正大麻・けし撲滅運動を実施し、関係機関等に対してポスター、リーフレット等を配付するとともに、管内各県、保健所職員等と協力して不正大麻・けしの発見・除去を行っています。

（平成25年度運動期間：4月1日～6月30日）

④麻薬・覚せい剤乱用防止運動

厚生労働省と各都道府県が共催して国民の薬物乱用防止に対する意識を深めるため、地域団体を加え麻薬・覚せい剤乱用防止運動を行っています。

平成25年度は、11月27日に高知県高知市において「麻薬・覚せい剤乱用防止運動高知大会」を開催し、参加者一人ひとりに薬物乱用による危害を認識させるとともに、乱用防止に対して積極的な姿勢を喚起しました。この大会は、中国地区と四国地区と毎年交互に実施しています。

（平成25年度運動期間：10月1日～11月30日）

13 社会保険審査官

○ 社会保険各法による保険者が行う処分決定への不服申立の審査請求決定事務

①業務概要

社会保険審査官は、社会保険各法（健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法、国民年金法、年金給付遅延加算金支給法、石炭鉱業年金基本法）に基づく、その資格や給付、保険料（ただし、国民年金に限る。これ以外の保険料は直接社会保険審査会へ再審査請求を行う。）に関して、保険者（日本年金機構、全国健康保険協会、健康保険組合、厚生年金基金、企業年金連合会、石炭鉱業年金基金、国民年金基金、厚生労働大臣）が決定する処分の変更を求める審査請求事務を取り扱っています。

四国厚生支局では、四国全域を管轄区域として取り扱っています。

②業務実績

平成25年度の審査請求は、3,996件を受け付けしました。

また、審査請求の処理件数は、次のとおりです。

○処理状況

(単位：件数)

前年度より 繰越	受付	処理	取下げ	移送	翌年度へ 繰越
40	3,996	3,985	11	1	39

※上記の件数の内、年金特例水準廃止による年金減額を不服とする審査請求の件数は、

受付 3,734 件、処理 3,730 件、翌年度繰越 4 件です。

※移送件数とは、他の厚生局扱分が提出された場合に管轄厚生局へ移送した件数です。